

岡谷市学校運営協議会規則（コミュニティ・スクール）について（概要） 令和7年10月 教育総務課

1 目的

この規則は、地域に開かれた学校づくりに向け、従来の学校評議員や学校運営委員会（岡谷版コミュニティスクール）を見直し、保護者や地域住民による学校運営への支援や協力を促進し、学校と地域相互の信頼関係を深めるため、法律に基づく「学校運営協議会」の設置に関して必要な事項を定めるものです。

2 設置

学校毎に学校運営協議会を置くことができます。ただし、2つ以上の学校が相互連携を図る必要がある場合は、複数校で1つの協議会を置くこともできます。

3 主な役割

① 学校の基本的な方針の承認

協議会は、法に基づく合議制の組織として、学校が定める教育目標や教育課程の編成等の方針、働き方改革の推進に関する計画等の承認を行います。

② 学校運営に関する意見の申出

協議会は、学校の人事に関する基本的な方針等に関して、教育委員会又は校長に対して意見を申し出ることができます。（個人に関わる事項は除く。）

③ 学校運営に関する評価

協議会は、学校運営の状況について学校が行った評価の検証を行います。

④ 学校支援

協議会は学校のボランティア支援等、学校運営への参画と協力に努めます。

4 組織

- ① 協議会の委員は6名以内、校長が推薦し、教育委員会が任命又は委嘱します。
- ② 選任は地域住民・保護者代表、学校教育に理解のある識見者、地域学校教育活動推進委員などの学校運営に資する活動を行う者等とします。
- ③ 委員任期は1年とします。（委員が欠けた場合の補欠者の任期は残任期間）
- ④ 委員は非常勤特別職として、報酬を支給します。（年5,000円）

5 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

6 施行日

この規則は、公布の日から施行します。ただし、業務量管理・健康確保措置の実施に係る事項については、令和8年4月1日から施行します。

7 今後の対応

規則制定後、学校、保護者、地域等に対して新体制に関する説明や周知を行い、準備や環境が整った学校から、新体制への移行を順次進めます。